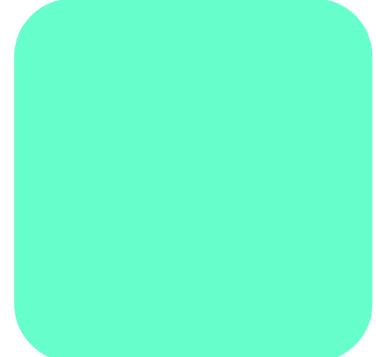


～相続で未来へ～

わたしの  
エンディングノート



神戸地方法務局  
兵庫県司法書士会



遺言書ほかんガルー

あなたのお住まいの不動産は、亡くなられたご家族の名義のままではありませんか？

## はじめに

相続した不動産について、相続登記がされていないケースが多く存在していることが、東日本大震災からの復興に関連して報道され、所有者不明土地問題が社会的な関心を集めました。

不動産の相続登記が放置されると、所有者の把握が困難となり、結果、所有者不明の空き家が増加する大きな要因になるばかりでなく、老朽化により家屋が倒壊したり、その地域に必要な公共事業の支障となるなど、多くの社会問題につながります。このような問題を背景として、令和3年4月28日には、民法等の一部が改正され、相続登記を義務化するなど法律が成立したところです。

さらに、これらの問題の発生を未然に防ぐために、全国の法務局及び司法書士会では、相続登記を促進する様々な取組を行っていますが、その取組の一つとして、法務局及び司法書士会が取り扱う相続・遺言・後見を中心に、必要な情報を分かりやすくご理解いただけよう、この「～相続で未来へ～ わたしのエンディングノート」を神戸地方法務局と兵庫県司法書士会とで作成しました。

ご自身の終活のため、これから的人生をより明るく前向きに過ごしていただくため、皆さまのお役に立てれば幸いです。

令和6年1月改訂

神戸地方法務局

兵庫県司法書士会

# 法務局に預けて安心 自筆証書遺言書保管制度



遺言とは？

あなたの万一ときに、あなたの大切な人に対して、財産をどのように分配するかについて、自分の最終意思を明らかにするものです。

相続をめぐる紛争（争族）を防止するためには、遺言書の作成が有効です。

自筆証書遺言って??

15歳以上で、自身で書くことができれば、いつでも自らの意思で作成でき、手軽で自由度の高い方式です。

しかし、せっかく作成しても

！相続人に発見されないことがある。

！改ざんされるおそれがある。

！方式の不備により遺言が無効となるおそれがある。

といったデメリットがあるほか、遺言者が亡くなられた後は、相続人が家庭裁判所に集まって、検認を受ける必要があります。



この制度を利用すると・・・??

！遺言書を法務局（遺言書保管所）で適正に管理します。

！法務局からの通知により、遺言書の存在を相続人に確実に伝えることができます。

！遺言書が法律に定める方式に適合しているか、外形的な確認を受けることができます。

！家庭裁判所の検認が不要になります。



相続をめぐる紛争の防止に役立ちます。

ぜひ、ご利用ください！詳しくは14ページへ